

JBIC / NEXIガイドラインと各国輸出信用機関等のガイドライン等比較

本書は国際協力銀行（国際金融等業務）（以下 JBIC）および日本貿易保険（以下 NEXI）のガイドラインと、諸外国の輸出信用機関等のガイドライン等との比較を行ったものである。

比較対照としては以下の観点から選定。

- 1 . JBIC、NEXI が公的輸出信用機関として踏まえるべき OECD 環境コモンアプローチ（以下コモンアプローチ）。
- 2 . JBIC、NEXI と同じく貿易促進を目的の一つとし、コモンアプローチを踏まえるべき主要各国輸出信用機関（以下 ECA）として、米輸銀（米）、Coface（仏）、Hermes（独）、SACE（伊）。
- 3 . コモンアプローチを踏まえないが、民間向け融資や投資などの業務を行う機関として国際金融公社（以下 IFC）、海外民間投資公社（以下 OPIC）。
- 4 . 融資や保険で協調する場合の多い民間銀行が採択する赤道原則。
- 5 . 開発援助機関であり、競争的環境における貿易促進を目的の一つとする ECA とは目的が異なるが、プロジェクトの評価基準として使用されることの多いセーフガードポリシーを有する世界銀行（以下世銀）

比較はガイドラインに基づく環境レビューの流れに沿って、主要な手続毎に実施。

比較概要を表 - 1 に、JBIC / NEXI ガイドラインとコモンアプローチ及び各国輸出信用機関のガイドライン等との比較を表 - 2 に、JBIC / NEXI ガイドラインとその他国際機関等のガイドライン等との比較を表 - 3 に示す。

比較概要（表 - 1）

No.	項目	JBIC / NEXI ガイドライン	他機関等の状況
1	環境社会配慮確認手続の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングによりカテゴリ分類を実施し、カテゴリ分類に応じた環境レビューの実施、その後のモニタリングという手順となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コモンアプローチ、他国 ECA、赤道原則、IFC、世銀など全てが同様の手続きで実施している。なお、IFCはカテゴリ分類の実施が環境レビュー着手後に実施される。
2	環境社会配慮確認に必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・借入人等あるいは輸出者等から情報提供。 ・相手国政府や関係機関、現地住民や現地 NGO を含むステークホルダーからの情報も活用。 ・カテゴリ A の場合、EIA 等によりレビューを行う。 ・カテゴリ B の場合、場合により EIA 等によりレビューを行うが、EIA は必須ではない。（NEXI は明示的記載無し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査した機関の全てが、顧客（借入人や輸出者を含む）からの情報提供をベースに環境レビューを実施。 ・現地住民、現地 NGO などのステークホルダーからの情報を活用する旨の記載は、米輸銀、OPIC、Hermes にあるが、記載の無い機関もある。コモンアプローチには記載がない。IFC においては、地域住民からの幅広い支持の確認を実施。世銀は EIA プロセスにおいて顧客による地域住民や現地 NGO とのコンサルテーションを要求。 ・調査した全ての機関で、カテゴリ A の場合 EIA を要求。機関によって追加的な情報提供を要求。 ・カテゴリ B の場合、要求する情報に関する記載は様々（EIA、質問状、基準の遵守が判断できる情報等）。
3	スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングに必要な情報を列挙し、スクリーニングフォームを公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米輸銀、SACE、Coface はスクリーニングに必要な情報、あるいはスクリーニングフォームを公開しているが、情報が公開されていない機関もある。
4	カテゴリ分類	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリ分類は環境影響の大きい順にカテゴリ A、B、C に分類。なお、JBIC は融資が金融仲介者に対 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査した全ての機関で、環境影響の大きい順にカテゴリ A、B、C に分類。これら分類に加えて、融資

比較概要（表 - 1）

No.	項目	JBIC / NEXI ガイドライン	他機関等の状況
		<p>して実施され、融資時にサブプロジェクトが特定できない場合をカテゴリ FI に分類。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 百万 SDR 以下の案件でも、全案件カテゴリ分類を実施している。 ・ カテゴリ C の分類は単体輸出などプロジェクトへの関わり、仕向先国（NEXI）等も考慮している。 ・ 影響の大きい地域、セクターを例示。 	<p>を行う IFC、世銀ではカテゴリ FI に分類する他、米輸銀や OPIC では特定の案件を区別してカテゴリ分類する例もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コモンアプローチでは 10 百万 SDR 以下の案件の場合、影響を受けやすい地域に該当しなければカテゴリ分類不要としている。 ・ カテゴリ C の分類は米輸銀、SACE 等でも単体輸出などプロジェクトへの関わり等も考慮している。 ・ コモンアプローチは影響の大きい地域、セクターを例示。例示の記載は機関により様々。
5	環境レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B について環境レビューを実施し、カテゴリ C に分類されるものは環境レビューを省略する。カテゴリ FI に分類されるものは、金融仲介者を通じ環境社会配慮を確保。 ・ 環境レビューを行うに当たっては、セクター毎のチェックリストを参照しレビューを実施する。関連図書としてチェックリストを公開。 ・ 先進国基準や国際基準をベンチマークとする（特定はしていない）他、検討する影響として、ガイドライン上検討する影響の内容を記載。例えば社会面では、非自発的住民移転など世銀セーフガードポリシーの内容を含め、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査した全ての機関において、カテゴリ A、B について環境レビューを実施し、カテゴリ C に分類されるものは環境レビューを省略する内容。 ・ レビューに当たってのチェック項目の記載や、チェックリストを公開している事例は見あたらない。 ・ コモンアプローチでは現地国基準 + 世銀基準をベースとし、プロジェクトファイナンス案件向けに IFC パフォーマンススタンダードをベンチマーク。ECA においては国際基準として、世銀が最も多く参照されている。 ・ コモンアプローチではベンチマークする国際基準でカバーされる範囲の影響を検討することとしている。米輸銀は個別に検討すべき影響を記載しているが、基本は世銀 OP、PPAH の内容に沿ったもの。

比較概要（表 - 1）

No.	項目	JBIC / NEXI ガイドライン	他機関等の状況
			<p>また、原子力案件は別途規定を設けている。Coface は一部セクター別基準を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFC は採掘産業においてガバナンスリスクも評価しているが、調査した機関の中では IFC のみ実施。
6	意思決定への反映	<ul style="list-style-type: none"> 当該国の環境に望ましくない影響を及ぼす場合には、契約に至らない場合もありうる。 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査した全ての機関で、環境社会配慮確認が意思決定に際してのプロセスとなっているが、条件を付す、望ましくない場合は契約しない等記載方法は様々。 調査したいずれの機関においても、意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定はない。
7	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B の案件について、重要な項目に関しプロジェクト実施者によるモニタリング結果の確認を行う。 モニタリングの結果改善が必要な場合は、借入人または輸出者等を通じて、適切な対応を求め、契約あるいは特約に違反した場合は、契約解除する場合がある。 モニタリングを行う標準的な項目を列挙。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング対象は、コモンアプローチでは条件付けを行った場合とし、カテゴリ A について実施しているもの（米輸銀等）、リスクが大きい場合としているもの（SACE）、カテゴリ A、B とも対象としているもの（赤道原則）等様々。 モニタリング結果による改善や契約解除に関しては、コモンアプローチは遵守を回復するための手段を講ずるとしている。特段の記載のないもの（米輸銀、Coface、Hermes 等）、契約解除までの記載があるもの（OPIC）等様々。 調査した機関において、OPIC はモニタリングに関する標準的な内容を記載しているが、その他機関では特段の記載はない。
8	情報公開	1) JBIC、NEXI ガイドライン	< 意思決定前情報公開 >

比較概要（表 - 1）

No.	項目	JBIC / NEXI ガイドライン	他機関等の状況
		<p>< 意思決定前情報公開 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B、C の案件（JBIC は FI 含む）について、カテゴリ分類結果、プロジェクト名、実施場所など主要な情報を公開。 ・ カテゴリ A、B（B は入手した場合）のプロジェクトに関しては EIA を公開。（運用として JBIC：広報センター、NEXI：求めに応じその都度） ・ カテゴリ A についての情報公開は意思決定の十分前（45 日程度）に行う。 ・ 公開に当たっては商業上等の秘密を尊重 <p>< 意思決定後情報公開 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B についてカテゴリレビュー結果とスクリーニングフォームを契約後随時公開。 ・ 公開に当たっては商業上等の秘密を尊重 <p>< モニタリング情報 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に公開を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コモンアプローチではカテゴリ A についてファイナルコミットメントの 30 日前にプロジェクト名、場所を含む情報、及び EIA を公開。赤道原則は意思決定前の情報公開に関する規定はない。米輸銀、IFC はカテゴリ A、B に関する情報公開を実施。その他多くの機関はカテゴリ A についての情報公開を実施。 ・ EIA の公開は各 ECA ともコモンアプローチに従い実施。公開方法は各 ECA により運用が異なり、web にリンクを張る（Hermes、Coface は可能なもののみ）、要求に応じて公開（米輸銀、SACE）など様々。IFC、世銀、OPIC は web において EIA 等を公開。 ・ 調査した機関全てにおいて、公開に当たっては顧客の了解、あるいは確認を経た上で公開。 <p>< 意思決定後情報公開 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コモンアプローチでは少なくとも年一回、支援を決定したカテゴリ A、B 案件につき環境情報を含む内容の情報公開を規定。ECA により記載程度は異なるが、カテゴリ A、B について一定期間毎に考慮した環境要因に関する記述を踏むリストを公開。赤道原則は少なくとも年一回スクリーニング件数、カテゴリ分類、実施状況等を公開。IFC、世銀は意思決定前情報公開に順次情報を追加。 ・ IFC は採掘産業（石油、ガス、鉱物）、独占状況下

比較概要（表 - 1）

No.	項目	JBIC / NEXI ガイドライン	他機関等の状況
			<p>の水道、電気、ガス等インフラプロジェクトに関しての、支出等に関する情報を顧客に求める。</p> <p><モニタリング情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コモンアプローチでは顧客に公開を促す（2007年改訂で追加）。
9	ガイドラインの遵守の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立を受け付け、必要な措置を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査した機関において OPIC、IFC、世銀が環境社会配慮における異議申立の手続きを有している。 ・コモンアプローチには、適切な措置、制度を設け遵守を確保すると記載。

JBIC / NEXI ガイドラインとコモニアプローチ及び各国輸出信用機関のガイドライン等との比較 (表 - 2)

No.	項目	JBIC/NEXI	OECD コモニアプローチ	米輸銀 (コモニアプローチ適用)	Coface (コモニアプローチ適用)	Hermes (コモニアプローチ適用)	SACE (コモニアプローチ適用)
1	環境社会配慮確認手続の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所で情報公開を含めカテゴリ分類レビュー モニタリングの順に実施 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所で情報公開を含めカテゴリ分類レビュー モニタリングの順に実施 コモニアプローチを要所で引用 	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所で情報公開を含めカテゴリ分類レビュー モニタリングの順に実施 コモニアプローチをそのまま利用し、一部独自の原則 (Guiding Principles) を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所で情報公開を含めカテゴリ分類レビュー モニタリングの順に実施 コモニアプローチを要所で引用
2	環境社会配慮確認に要する情報	<ul style="list-style-type: none"> 借入人等あるいは輸出者等から提供される情報に基づく。必要に応じ追加的な情報の提供を求める。 相手国政府及や関係機関、現地住民や現地 NGO を含むステークホルダーからの情報も活用。 カテゴリ A では EIA 等によりレビュー、カテゴリ B では EIA は必須ではない。(NEXI 明示的記載無し) カテゴリ A プロジェクトに関しては、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に審査に必要な環境影響 (社会面含む)、適用基準・手法・プロセス、ステークホルダーとのコンサルテーション情報を含む情報提供を要求。 カテゴリ A の場合環境アセスメント (EIA) および関連情報を要求。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A では顧客 EIA を要求。 カテゴリ B においては、現地国基準及び国際的なガイドラインへの適応状況が判断できる情報を要求。 NGO など含む他のソースからの情報やプロジェクト全体に関連する輸出者のスコープを考慮。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出者に環境付属書 (スクリーニング、質問票) の提出を要求し、情報収集を行なう。 カテゴリ A には EIA を要求。カテゴリ B では必須ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に情報提供を求める。 他の ECA や融資機関、現地国の大使館からの情報も利用。 NGO やメディアからの情報も利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A の場合 EIA を要求。必要な場合、追加情報を求める。 カテゴリ B の場合は、申請者に環境質問表への回答を要求。 情報収集に関しては申請者のプロジェクトへの関わりの程度も重要視される。
3	スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 必要情報を列挙しスクリーニングフォームを公開 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者はスクリーニングに必要な必要情報を全て提示するものとしているが、具体例やスクリーニングフォームは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングフォームを公開 	<ul style="list-style-type: none"> 環境付属書を公開。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングに必要な情報の記載やスクリーニングフォームは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングフォームを公開
4	カテゴリ分類	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大、前例の無いプロジェクト)、B (カテゴリ A に比べると影響が小さい)、C (特段の影響が予見されない) に分類。 影響を及ぼしやすい特性、地域が無ければ以下のプロジェクトもカテゴリ C に分類 融資金額 (保険価額) 10 百万 SDR 以下 特定プロジェクトと関連の無い機器輸出等輸出者等の関与度が小さい 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大)、B (カテゴリ A に比べると影響が小さい)、C (影響が軽微か全く無い) に分類。 10 百万 SDR (約 16 億円) 以下は影響を受けやすい地域が無ければ分類しない。 カテゴリ A に相当する具体的な影響、セクターを例示。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (新規の大規模プロジェクト、大規模な増設、影響を及ぼしやすい地域への影響がかなりあるもの) カテゴリ B (カテゴリ A に比べると影響が小さい、通常サイト特有の影響) カテゴリ C (特段の影響が予見されない、例えば no physical project に伴う輸出) に分類。 カテゴリ N (原子力発電、研究炉、核燃料生産にかかわるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (潜在的影響が重大)、B (潜在的影響がある)、C (影響が軽微か全く無い) に分類。 カテゴリ A に相当する例示はないが、コモニアプローチの例示リストに言及。 	<ul style="list-style-type: none"> コモニアプローチによる。 原子力に関して原発の新規建設、既設原発プラントの改造は除外。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大)、B (中程度の影響。なお、防衛、航空宇宙、電気通信に関しては環境調査は適用外。)、C (影響が軽微、例えば調査や設計、物や単体機器の輸出) に分類。 影響が重大な場所、セクターを例示。 影響が中程度以下の場所 (工業地域、居住地)、セクター (農業、食品、繊維) を例示。

JBIC / NEXI ガイドラインとコモニアプローチ及び各国輸出信用機関のガイドライン等との比較 (表 - 2)

No.	項目	JBIC/NEXI	OECD コモニアプローチ	米輸銀 (コモニアプローチ適用)	Coface (コモニアプローチ適用)	Hermes (コモニアプローチ適用)	SACE (コモニアプローチ適用)
		<p>途上国以外で実施される(NEXI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ FI: 融資等が金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合。(金融仲介者等がサブプロジェクトの選定等実施)(JBIC) ・ カテゴリ A に相当する具体的な影響、セクターを例示。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A に相当する具体的な影響、セクターを例示。(コモニアプローチからの抜粋) ・ 輸出信用保険の対象外とする化学物質リスト。 			
5	環境レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ カテゴリ FI は金融仲介者等を通じ、ガイドラインによる環境社会配慮を確保。(JBIC) ・ レビューに当たってはセクターごとのチェックリストを参照する。(チェックリストを公開) ・ 現地国基準遵守を確認し、世銀等国際金融機関の基準、先進国基準等をベンチマークとして参照。 ・ 検討する影響の内容を具体的に記載。例えば、社会面は非自発的住民移転、先住民族、文化遺産など世銀のセーフガードポリシーの内容を含め、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ チェックリストは無い。 ・ 現地国基準 + 世銀セーフガードポリシーをベース。世銀セーフガードポリシーの代わりにプロジェクトファイナンス案件に IFC パフォーマンススタンダード、地域開発銀行が関わる場合その基準、その他 EC 基準などを適用。また、世銀グループでカバーされていないセクター特有の基準も適用可。 ・ 適用すべき基準がカバーする環境・社会影響と範囲を示すことで検討する影響の具体的な記載は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ カテゴリ N は原子力の手続き・ガイドラインに基づきレビューを実施。 ・ チェックリストは無い。 ・ 現地国基準を遵守。世銀、EBRD 等の国際基準の方が厳しい場合はそれらを適用。 ・ 代表的な 10 セクターに対して、世銀 PPAH と OP の要求をまとめたテーブルを記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ 現地国基準と国際基準(世銀 PPAH や WHO 基準等)に照らしてチェックする。 ・ チェックリストは無い。 ・ Coface の扱う主要なプロジェクト(火力発電、大規模ダム、石油・ガス開発)について独自のガイドラインを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コモニアプローチによる。 ・ チェックリストは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略 ・ チェックリストは無い。
6	意思決定への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましくない影響を及ぼす場合には、契約に至らない場合もありうる。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーニングとレビューの結果により支援を行うか否か決定。支援を行う場合条件付けを検討。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ガイドラインを満足しない場合、支援可否、条件付け等を決定。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レビューに基づき環境に関する条件を付すか否か決定する。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境リスク評価により、支援をするか否か決定される。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響分析は SACE の評価プロセスの一部であり、支援決定は環境の分析とその結果による。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。
7	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B について、重要な項目に関しプロジェクト実施者によるモニタリング結果の確認を行なう。 ・ モニタリングの結果改善が必要な場合は、借入人または輸出者等を通じて適切な対応を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定に際し条件を付した場合、カテゴリ分類によらずその条件が満足されているか否かモニタリングを行う。 ・ 条件の不遵守があった場合は、契約に従い遵守を回復する為の手段を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A プロジェクトについてモニタリングを実施。プロジェクトスポンサーから、あるいはサイト実査による情報を基に、影響低減措置などに関する融資条件遵守確認を行う。 ・ 条件を満足しない場合の対応に関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件付けを行ったプロジェクトのモニタリングは様々な形をとる。 ・ 条件を満足しない場合の対応に関する特段の記載は無い。 ・ モニタリング項目の記載無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件が課された場合、輸出者は定期的なモニタリングレポートを提出して条件を実施していることを報告する義務がある。内容と頻度は契約に記載される。 ・ 条件を満足しない場合の対応に関する特段の記載は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクが大きい場合、影響低減対策やモニタリング手続きを行うことでレビューを完了する。 ・ 条件を満足しない場合の対応に関する特段の記載は無い。 ・ モニタリング項目の記載無し。

JBIC / NEXI ガイドラインとコモンアプローチ及び各国輸出信用機関のガイドライン等との比較 (表 - 2)

No.	項目	JBIC/NEXI	OECD コモンアプローチ	米輸銀 (コモンアプローチ適用)	Coface (コモンアプローチ適用)	Hermes (コモンアプローチ適用)	SACE (コモンアプローチ適用)
		<ul style="list-style-type: none"> 契約あるいは特約に違反した場合は契約解除する場合がある。 モニタリングを行なう標準的な項目を列挙。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング項目の記載無し。 	<ul style="list-style-type: none"> する特段の記載は無い。 モニタリング項目の記載無し。 		<ul style="list-style-type: none"> モニタリング項目の記載無し。 	
8	情報公開	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B、C、FI (JBIC) についてプロジェクト名、場所を含む情報を公開。 カテゴリ A、B (B は入手した場合) について EIA を公開 (入手状況を web で公開し、JBIC: 広報センターで開示、NEXI: 求めに応じ開示)。 カテゴリ A に関しては上記の情報公開を意思決定の十分前 (運用上 45 日程度) に行なう。 公開に当たっては商業上等の秘密を尊重。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B について契約後レビュー結果 (スクリーニングフォーム含む) を随時公開。 公開に当たっては商業上等の秘密を尊重。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に公開を促す。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A について ECA 自身がファイナルコミットメント 30 日前にプロジェクト名、場所を含む情報を公開。 カテゴリ A についてファイナルコミットメント 30 日前に EIA 情報が公開されていること。(必ずしも ECA 自身の公開でなくて良い)。 公開に当たっては競争環境や商業上の機密に伴う制約に配慮。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも年 1 回支援を決定したカテゴリ A、B のプロジェクト情報 (環境情報含む) を公開 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に公開を促す。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B について、場所とプロジェクト概要を公開。 カテゴリ A の EIA 情報はどこで入手可能場所を告知 (ファイナルコミットメントの 30 日前)。 顧客からの了解が無い限り顧客が特定できる情報、契約価格等のセンシティブな情報は開示しない。顧客の了解を得た上でコピーを渡す。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を行なったプロジェクトのリストを公開 (プロジェクトの概要、主要な環境社会影響因子、融資金額等公開) <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A の情報公開はコモンアプローチによる。公開期間は少なくとも 30 日以上。 EIA レポート、関連環境社会情報 (環境管理計画、移転行動計画等) の公開をバイヤーに要求。どこにも公開されていない場合は、Coface が公開の責任を有し、要求によりあるいは可能な場合 Coface の web で行なう。 公開は顧客の了解を得て行い、秘密情報は公開の除外対象。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を決定したカテゴリ A のリスト (環境関連の説明含む) を公開 Coface の支援を受けた企業との契約の情報 (保険価額、企業名、プロジェクトの説明等) を 4 半期ごとに公開。 公開は顧客の了解を得て行い、秘密情報は公開の除外対象。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> コモンアプローチによる。 カテゴリ A のプロジェクト情報及び EIA (あるいはリンク先) を web に掲載。 公開される情報は、商業上の秘密あるいは登録情報を含め申請者の承諾がなければ、法律に反する。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を決定したカテゴリ A、B のリストを公開 公開される情報は、商業上の秘密あるいは登録情報を含め申請者の承諾がなければ、法律に反する。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A についてファイナルコミットメント 30 日前にプロジェクト名、概要、実施国を公開。 EIA は入手状況を公開し、要求により開示。 EIA 情報公開の了解は輸出者より取得。安全上の理由などから秘密情報が含まれる場合は、概要の公開が考慮される。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期ごとに支援を決定したカテゴリ A、B のプロジェクト情報 (プロジェクト概要、カテゴリ分類、実施国名、セクター、適用基準など) を公開。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。
9	ガイドライン遵守の確保	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立を受け付け必要な措置を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な措置、制度を設け、各メンバーのポリシーや手続き遵守を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 米輸銀自身の自らのガイドライン遵守を確保する制度は得に無い。 	<ul style="list-style-type: none"> Coface 自身の自らのガイドライン遵守を確保する制度は得に無い。 	<ul style="list-style-type: none"> Hermes 自身の自らのガイドライン遵守を確保する制度は得に無い。 	<ul style="list-style-type: none"> SACE 自身の自らのガイドライン遵守を確保する制度は得に無い。

JBIC / NEXI ガイドラインとその他国際機関等のガイドライン等との比較 (表 - 3)

No.	項目	JBIC/NEXI	赤道原則	IFC	世銀	OPIC
1	環境社会配慮確認手続の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所での情報公開を含めカテゴリ分類 レビュー モニタリングの順に実施 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所での情報公開を含めカテゴリ分類、レビュー、モニタリングにより実施。 カテゴリ分類はレビュープロセス着手後実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮確認の手続は要所での情報公開を含めカテゴリ分類 レビュー モニタリングの順に実施。 	同左
2	環境社会配慮確認に要する情報	<ul style="list-style-type: none"> 借入人等あるいは輸出者等から提供される情報に基づく。必要に応じ追加的な情報の提供を求める。 相手国政府及や関係機関、現地住民や現地 NGO を含むステークホルダーからの情報も活用。 カテゴリ A では EIA 等によりレビュー、カテゴリ B では EIA は必須ではない。(NEXI 明示的記載無し) カテゴリ A プロジェクトに関しては、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B の場合借入人に環境・社会アセスメントプロセスとアクションプランの作成を要求。 カテゴリ A、B (カテゴリ B は適切な場合のみ) について、地域社会に対する情報公開を含むコンサルテーション実施の要求。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客による社会環境配慮がパフォーマンススタンダード1の要求事項を満足しているかを確認。 顧客が情報公開、協議を行い地域社会へ関与することを要求。 IFC が、地域住民からの幅広い支持が得られているか確認。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B では借入人に対し EIA を要求。ただし、カテゴリ B の場合はカテゴリ A よりも狭い範囲の EIA となる。なお、EIA には環境管理計画が含まれる。 住民移転が発生する場合は移転計画、先住民族が影響を受ける場合は先住民族計画を要求。 プロジェクトの EIA の手続において、影響を受ける住民や現地 NGO とのコンサルテーションを要求。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報として環境アセスメント(EIA)、環境管理・モニタリング計画、初期環境監査等が要求される。 ステークホルダーからの情報は、情報公開により寄せられた情報を活用。
3	スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 必要情報を列挙しスクリーニングフォームを公開 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングに必要な情報の記載やスクリーニングフォームは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングに必要な情報の記載やスクリーニングフォームは無い。(カテゴリ分類はレビュープロセス着手後、レビュー情報を元に実施される) 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングに必要な情報の記載やスクリーニングフォームは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングに必要な情報の記載やスクリーニングフォームは無い。
4	カテゴリ分類	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大、前例の無いプロジェクト) B (カテゴリ A に比べると影響が小さい) C (特段の影響が予見されない) に分類。 影響を及ぼしやすい特性、地域が無ければ以下のプロジェクトもカテゴリ C に分類。 融資金額(保険価額)10 百万 SDR 以下。 特定プロジェクトと関連の無い機器輸出等輸出者等の関与度が小さい。 途上国以外で実施される(NEXI) カテゴリ FI: 融資等が金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブ 	<ul style="list-style-type: none"> IFC のポリシーに準じ、カテゴリ A (影響が重大、前例の無いプロジェクト) B (カテゴリ A に比べると影響が小さい) C (影響が軽微か全く無い) に分類。 分類に関わる具体的な影響の例示、セクター例示の記載は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大、前例の無いプロジェクト) B (カテゴリ A に比べると影響が小さい) C (影響が軽微か全く無い) に分類。 カテゴリ FI は金融仲介機関を通じた投融資に適用される。 分類に関わる具体的な影響の例示、セクター例示の記載は無い。 融資の除外リスト有り。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大、前例の無いプロジェクト) B (カテゴリ A に比べると影響が小さい) C (影響が軽微か全く無い) に分類。 カテゴリ FI は金融仲介機関を通じた投融資に適用される。 分類に関わる具体的なセクター例示はないが、カテゴリ A に分類される影響を受けやすい要因の例示を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A (影響が重大) B (カテゴリ A に比べると影響が小さい) C (特段の影響が予見されない) に分類。 カテゴリ D は金融仲介業務に関わるもので、サブプロジェクトがカテゴリ A、B に属するもの。 カテゴリ E は小規模で環境に有益な事業(例えばエコツーリズム等)。 カテゴリ F は OPIC として融資しないものに分類されるもの。 カテゴリ A の EIA を要するセクター等の例示有り。 融資の除外リスト有り。

JBIC / NEXI ガイドラインとその他国際機関等のガイドライン等との比較 (表 - 3)

No.	項目	JBIC/NEXI	赤道原則	IFC	世銀	OPIC
		<p>プロジェクトが特定できない場合。(金融仲介者等がサブプロジェクトの選定等実施)(JBIC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A に相当する具体的な影響、セクターを例示。 				
5	環境レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ カテゴリ FI は金融仲介者等を通じ、ガイドラインによる環境社会配慮を確保。(JBIC) ・ レビューに当たってはセクターごとのチェックリストを参照する。(チェックリストを公開) ・ 現地国基準遵守を確認し、世銀等国际金融機関の基準、先進国基準等をベンチマークとして参照。 ・ 検討する影響の内容を具体的に記載。例えば、社会面は非自発的住民移転、先住民族、文化遺産など世銀のセーフガードポリシーの内容を含め、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A と適切なカテゴリ B のケースに借入人と関係のない独立した専門家が、赤道原則銀行のデューデリジェンス援助するため、提示された情報を基準に照らしてレビュー。 ・ レビューに際してのチェックリストは公表されていない。 ・ 本原則の他、IFC パフォーマンススタンダード、EHS ガイドラインを適用基準とする。ただし、OECD 高所得国は現地国基準も可。 ・ 適用すべき社会・環境基準を提示することで検討する影響の具体的な記載は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの内容に応じ情報提供を求め、影響の度合いに応じてレビューを実施する。 ・ カテゴリ A、B は評価を行う。 ・ カテゴリ C は影響の特定のみ実施。 ・ レビューに際してのチェックリストは公表されていない。 ・ パフォーマンススタンダード、及び EHS ガイドラインを適用。 ・ 採掘産業プロジェクトに関しては、プロジェクトから期待される便益に対するガバナンスリスクも評価する。 ・ 適用基準(パフォーマンススタンダード)を記載することで検討する影響の具体的な記載は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ カテゴリ FI は金融仲介者等を通じ、環境社会配慮を確保。 ・ レビューに際してのチェックリストは公表されていない。 ・ 世銀セーフガードポリシー、及び PPAH 基準を適用。 ・ 検討する影響の内容は、セーフガードポリシー、PPAH 全体に渡って記述。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B はレビューを行う。 ・ カテゴリ C はレビューを省略。 ・ カテゴリ D は関与度合い等考慮しレビューの程度を助案。5 百万 US ドル以下のカテゴリ B 案件は迅速なレビューが行われる。 ・ カテゴリ E はパブリックコンサルテーションや情報公開を行うことがある。 ・ チェックリストは無い。 ・ 現地国基準 + 世銀グループの基準を適用。他状況に応じ米国基準や WHO 基準、WCD などの適用。 ・ カテゴリ A に求める EIA に関する記載の中で評価内容を記述。
6	意思決定への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましくない影響を及ぼす場合には、契約に至らない場合もありうる。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行の方針・手順を借入人が遵守しない場合、プロジェクトに対し融資しない。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パフォーマンススタンダードを一定期間過ぎても満足できない新規事業への資金提供は実施しない。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査は意思決定のプロセスであるが、融資を実施しない場合に関する直接の記載はない。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIA 情報等の提供がなされない場合や大きな影響を及ぼす場合、支援を実施しない。 ・ 意思決定に際し助言を行う第三者機関の設置規定は無い。
7	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B について、重要な項目に関しプロジェクト実施者によるモニタリング結果の確認を行なう。 ・ モニタリングの結果改善が必要な場合は、借入人または輸出者等を通じて適切な対応を求める。 ・ 契約あるいは特約に違反した場合は契約解除する場合がある。 ・ モニタリングを行なう標準的な項目を列挙。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A、B についてモニタリング結果を最低年 1 回要求。 ・ 融資の全期間に渡ってモニタリングと報告が継続されるよう、借入人に外部専門家の雇用を要求。(カテゴリ A と適切なカテゴリ B のケース) ・ モニタリングの結果契約条件を満足しない場合、救済権利を留保する。 ・ モニタリング項目の記載無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なモニタリング報告書の提出を要求。 ・ 悪影響を与える可能性がある場合、アクションプランや契約書類の内容を満たせない場合、顧客と協力し改善策をとる。 ・ モニタリング項目の記載無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約により、合意された条件を遵守しているか記載したレポートの提出を要求。 ・ 条件の遵守状況が十分でない場合、顧客と協議し遵守の回復を図る。 ・ 環境管理計画等で記載されるべきものとし、具体的なモニタリング項目の記載無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ A プロジェクトに対し、投資者に年 1 回モニタリングレポート提出を要求。 ・ サイト実査による定期的なモニタリングを実施。特にカテゴリ A プロジェクトは最初の 3 年のうちに 1 回は実施。カテゴリ B (D) は適宜実施する。 ・ 顧客に、OPIC の条件に合致しているか確認するための第三者による検査を要求(カテゴリ A は最初の 3 年

JBIC / NEXI ガイドラインとその他国際機関等のガイドライン等との比較 (表 - 3)

No.	項目	JBIC/NEXI	赤道原則	IFC	世銀	OPIC
						内) <ul style="list-style-type: none"> 条件に違反した場合は契約解除する可能性がある。 環境管理・モニタリング計画にモニタリング項目、頻度等の例示。
8	情報公開	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B、C、FI (JBIC) についてプロジェクト名、場所を含む情報を公開。 カテゴリ A、B (B は入手した場合) について EIA を公開 (入手状況を web で公開し、JBIC : 広報センターで開示、NEXI : 求めに応じ開示)。 カテゴリ A に関しては上記の情報公開を意思決定の十分前 (運用上 45 日程度) に行なう。 公開に当たっては商業上等の秘密を尊重。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A、B について契約後レビュー結果 (スクリーニングフォーム含む) を随時公開。 公開に当たっては商業上等の秘密を尊重。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に公開を促す。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも年 1 回スクリーニング件数、カテゴリ分類 (セクター、地域) 実施状況を公表。 守秘義務を十分考慮。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境社会審査概要 (顧客が内容を検討し、正確性を検証)、アクションプラン・社会環境評価書の電子版と web 上のリンク (意思決定の 60 日前 (カテゴリ A)、30 日前 (カテゴリ B)) 投融資案件情報 (意思決定の 60 日前 (カテゴリ A)、30 日前 (カテゴリ B、C)) <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 投融資案件情報に順次情報を追加。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に公開を促す。 <p><IFC が顧客に求めるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> 採掘産業 (石油、ガス、鉱物) 独占状況下の水道、電気、ガス等インフラプロジェクトに関しての、支出等に関する情報。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> EIA のインフォショップ (各国インフォメーションセンターや web を活用) による公開 (意思決定の 60 日前 (カテゴリ A)、30 日前 (カテゴリ B)) EIA の公開に顧客が反対する場合プロセスを進められない。 住民移転計画、先住民族計画のインフォショップによる公開 (特段の期日の規定は記載無し) 案件概要等の情報 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> 案件概要等の情報に順次情報を追加。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 特段の記載無し <p><世銀が顧客に求めるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けるグループや現地 NGO とのコンサルテーションに係わる資料の公開。 EIA、住民移転計画、先住民族計画の現地関係者への公開。 	<p><意思決定前></p> <ul style="list-style-type: none"> カテゴリ A のプロジェクトについてはプロジェクト名と場所を web 掲載。EIA あるいは 初期環境監査も 60 日以上公開 (web にて EIA あるいは 初期環境監査を公開) する。 (FI に関しては必ずしも EIA は情報公開しない) EIA あるいは 初期環境監査の公開は顧客の同意が必要 (同意が無い場合プロセスを進められない)。 <p><意思決定後></p> <ul style="list-style-type: none"> アニュアルレポートで年 1 回実施状況 (セクター、カテゴリ分類結果の件数その他) についてレポート。個別案件に関するレビュー結果などの記載はない。 <p><モニタリング></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定無し。
9	ガイドライン遵守の確保	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立を受け付け必要な措置を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行自身の本原則遵守を確保する規定無し。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス・アドバイザー / オンブズマンに関する規定があり、IFC 資金提供プロジェクトに対する苦情申し立てができる。 	<ul style="list-style-type: none"> インスペクションパネルが設置されており、異議申立が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> アカウントビリティ局が設置されており、異議申立が可能。